

古語拾遺諸本の訓読上の特色について (一)

— 嘉禄本・暦仁本に見える使役句形の訓読を中心として —

要 旨

古語拾遺は大同二(八〇七)年、斎部広成が、平城天皇の朝儀についての召問に答えて撰上したものである。国語史の分野では、特に万葉仮名書の語句を貴重な上代語の資料として重視し、この方面からの研究を中心とした研究が進められてきた。しかし、現存伝本は中世以降のもののみであり、本文に注された訓読そのものを中心とした研究は必ずしも多くはなかった。

今般、主要な伝本の訓読を調査し、相互に比較検討することによってその特色を明らかにする作業に着手し、先ず第一段階として現存最古の完本である「嘉禄本」及び「暦仁本」(共に天理図書館蔵)を取上げ、訓読の歴史的な変遷とたどる上での指標となる、いわゆる「使役句形」の訓読を個々の例について比較することによって、各々の訓読上の特色を考える上での見通しを得ることを試みた。

この結果、嘉禄本は中世の吉田(下部)家ゆかりの『日本書紀』諸伝本に見える訓読に近い性格を持つていること、暦仁本も基本的には同様であるが、若干の部分についてこれとは異なる性格を併せ持つ可能性があること、の二点を明らかにすることができた。今後この見通しの元、詳細な訓読の比較検討を試みると共に、他の伝本についても考察の範囲を順次拡大して行きたい。

はじめに

古語拾遺は大同二(八〇七)年、斎部広成が、中臣氏の専横を嘆じ、忌部氏の職掌の正当性を歴史的に遡って由縁と根源から主張すべく、平城天皇の朝儀についての召問に答えて撰上したものである。総字数五六七〇程の小部ではあるが、数少ない

上代の文献資料を補う貴重な資料として古来重視されてきた。

本文は日本語的な要素を交えた漢文を基調とするが、本文中の語句について「古語云々」として、万葉仮名書で示した箇所が多く見え、当該の漢字の訓読(あるいは日本語としての用法)の当時の姿を知る上で重要とされてきている。この点について

放送大学研究年報 第十六号 (一九九八) (二五—四一) 頁

Journal of the University of the Air, No. 16 (1998) pp. 25-40

*1) 放送大学助教授 (人間の探究)

は、著された内容が、歴史的に遡る形で事項を述べる構成になつてゐることから考えても、著作当時だけでなく、より古く八世紀頃の日本語を強く反映していると思われることができる。

本文についての研究は、『群書類従』が「攷異」を付して収めたことによつて、広くこれが流布し用いられてきたが、近時鎌田純一氏の「校本古語拾遺 嘉禄本」（國學院大學日本文化研究所紀要一・昭和四一年）によつて、本格的な校訂本文が示され、研究も大きく進展し、安田尚道・秋本吉徳両氏による『古語拾遺・高橋氏文』（新撰日本古典文庫4・昭和五一年・現代思潮社）等によつて一般の読者にもわかりやすい形の本文が提供された。索引類も西崎亨氏の「古語拾遺用語索引」（訓点語と訓点資料五六輯・昭和五〇年）、富田大同氏の「古語拾遺漢字索引」（明石高専研究紀要一七・一八号・昭和五〇〜一年）及び「古語拾遺仮名語索引」（同紀要二三号・昭和五五年）が整備され、各方面からの研究も急速に進展してきた。

そのような中で西宮一民博士が『古語拾遺』（岩波文庫・昭和六〇年）で、詳細な校注・補注・解説を付した本文及び訓読文を示された。同書は現時点で手にし得る最も信頼できる本文と言え、本稿も諸本に見える訓読を比較検討するための、本文の底本として、これに全面的に依つてゐる。

古語拾遺の訓読

古語拾遺の本文、及びその内容の解釈をめぐることは、右のように研究も進んでいるものではあるが、諸伝本の訓読の検討は必ずしも十分ではない点もあるように思われる。右に挙げた鎌田氏の校本、西崎氏の索引では、訓読についても配慮が為されているが、箇々の語句については未だ手の及ばないところもあり、むしろ本文の内容研究の観点から、手段として訓読が取上げられることが多かったようである。

しかし、「嘉禄本」（後述）を一瞥しても、例えば天石窟の前で天鈿女命が歌舞をする場面で、

覆誓槽フケツネ（ただし「フネツキ」の「キ」は後に書入れか？）

のような訓点が付されているのは、当該部分の本文漢字の表記、及び同内容を記す『古事記』『日本書紀』などの訓読例から見ても少々注意を要する例のように思われ、また個々の神々の名称や、人代に至つての天皇の和名、諸氏の名称などにも独特と思われる例が散見するなど、改めて訓読それ自体を考えてみることは急務のように思われる。

この点は、年来取組んできた『日本書紀』神代卷諸本の訓読の比較検討から得られた知見を活かすことで更に明確にできるのではと考え、今般、放送大学特別研究助成を得て、古語拾遺

の諸伝本を改めて調査し、その訓読を比較検討することに着手した次第である。基礎的なデータは未だ蒐集・整理の途上にあるが、本稿では代表的な伝本の一角について、現時点で得られた見通しを述べることにした。

嘉禄本・暦仁本

古語拾遺の伝本は、西宮博士(前掲岩波文庫本解説)によれば、大きく二種に類別でき、現天理大学附属天理図書館蔵「嘉禄本」と尊経閣文庫蔵「亮順本」が各々の代表的な伝本で、これは本文内容の改竄に関わることである。

前者は卜部系統とも言い得る類で、嘉禄本は現存諸本中最古の完本である。天理図書館善本叢書1『古代史籍集』(昭和四七年・八木書店)に写真版が収められ、石崎正雄氏の解説、廣濱文雄氏の校勘記が付せられて、広く一般にも知られる所となった。書誌の詳細は同書に任せるが、書写者は卜部兼直、書写年は嘉禄元(一二二五)年(ただし、西宮博士はこれを嘉禄二年の誤記ではないか、としておられる)、現存の卜部本系統の諸本の祖本にあたるものと目されている。

本文と同筆と思しい訓点が、朱のヲコト点、墨の片仮名点(一部朱の片仮名点を含む)で注されている。一瞥の限り、ヲコト点と片仮名点の重複や齟齬は少なく、奥書に言う書写者自身の加点と見ることができるといえる。

暦仁本は同天理図書館蔵の別本であり、西宮博士に依ればこれは先に挙げた二類の後者に近いが、何れとも異なる特色を持つものとのことである。これも同じく善本叢書に解説・校勘記と共に取められている。書写年は暦仁元(一二三八)年、本文冒頭部分(本文文字数にして一三三四文字分)を欠き、また料紙の損傷によって不明の文字も散見する。訓点は片仮名点のみで本文と一筆と思しく、かなり稠密に注されている。ほとんどが墨点であるが、一部に朱点を交える。

また両本共に、注された和訓に声点を付した例が見え、アクトセント資料としても早稲田大学秋永研究室を中心とした研究が進められてきている。

本稿では、古語拾遺諸本の訓読を比較検討するために、これまでに得てきた日本書紀神代卷諸本の訓読についての知見と対照しつつこれを進めることを主軸に置き、そのための基礎的な準備の第一段階として、先ず古語拾遺の代表的な伝本である嘉禄本について、暦仁本と比較しつつそこに見える訓読を概観して、その位置付けのための手がかりを得ることを考えた。考察にあたっては写真版(前掲天理図書館善本叢書)を主に用い、なお不明・疑問の箇所については原本から独自に撮影した写真(カラーポジ及びプリント)を用いて確認をした。本来はさらに原本にあたってより慎重を期すべきであるが、今回まとめた限りの項目では、写真版及び写真の範囲で確認が可能であった。

訓読の比較

日本書紀、特に神代卷の諸本に見える訓読を比較検討してきた所に依れば、同一箇所についての諸本の間での訓読上の差異は、神名の訓み方、敬語の用い方、再読文字の取扱い、使役句形の訓み方、助字の類の取扱い、訓注部分の訓み方と字音部分の表記、等の諸点に特に端的にある程度はつきりした傾向が見えることがわかってきた。そしてそれらは大きく、中世の吉田（卜部）家系統諸本のそれを中心とし、それよりもより古い時代の訓読によるものと、より新しく江戸時代頃以降の知見に基づくものの三種に分けて考えることができる、との見通しを持つに至っている。

今回取上げることとした古語拾遺の代表的な伝本である嘉禄本も卜部兼直の筆になるものであり、ここから出たと思しい諸本に見える訓読は、日本書紀に於いて考えた吉田（卜部）本系統諸本に見える訓読とより近い関係にあることは十分に予想できる所である。先ずこの嘉禄本を取上げた理由も、ここにあるのであって、右に挙げた端的な点を嘉禄本において確認することが、第一歩として最も妥当であろうと考えられる。

ただし、右の諸点のうち、神名と敬語法については、加点者の内容についての解釈が強く反映するところであって、外形的な比較のみでは明確になりにくい要素を含んでいるものである。また再読文字は、古語拾遺本文自体での用例数が必ずしも

十分ではなく、より細かい比較考察の中で考えた方がよさそうである。訓注部分は日本書紀独自の問題であるからここで取上げることはできない。従って、先ず「使役句形」と「助字の類」に絞って訓読を概観し、位置付けを試みることにした。使役句形の例を以下に掲げる。

使役の形の訓読

いわゆる「使役」の形は「使・令・遣・教」字などを用いて、例えば「○○をして××せしむ。（○○に××させる）」のような意の形を構成する例が多い。これを訓読する際に注す訓点としては大略、

A 使^ニ○○ーラ××セシム

B 使^シ下^ニ○○ーラ××セ^上

C 使^ニム○○ラシテ××セ

のような三種類がある。Aは当該の「使」字を「シテ」と訓んで、「シム」は読み添えとする形で、日本書紀諸本の訓読を見ると、主に中世頃のいわゆる吉田本系統及びその影響下にあると思しいものに比較的良好に見えるものである。Bは当該の「使」

字を「シテ」と「シム」に再読するもので、江戸時代頃の漢籍の訓読一般に広く見え、また日本書紀の諸本では同時代の、吉田本系統とは異なると思しいものに見ることができるところである。Bの形は、返読を二回することになり、「未」字や「将」字等について現代の訓読で行われるいわゆる再読とは若干性格が異なるとも考えられる。特に返点「下二」「二レ」のような現代では用いられない注し方が必要になる点などは端的である。

Cは「シテ」を読み添えた上で返読して当該の「使」字を「シム」と訓む形で、現代の訓読でこのようないわゆる「使役」の句形に一般的に用いられるものである。漢籍の訓読では、いわゆる羅山点(道春点)がこの形をもっぱら用いているが、日本書紀の諸本では江戸時代末頃から明治初期にかけてのものに多く見え始める。

このように、使役の形の訓読を辿ることである程度、その訓読の注された背景を想像し得るのではないかと、この考えに基づいて、『古語拾遺』の嘉禄本・暦仁本について、岩波文庫本と比較しつつ、概観してみることとした。

本文中からわゆる「使役」の形を拾うと、「令」字によるもの三十七、「使」字及び「遣」字によるもの各三が見える。「使」字はこれら以外に「阿知使主」の例が二例見える。また「教」字が五例あるが何れも「教ふ」またはその名詞形で用いられたもので、いわゆる使役の形ではない。また「差」字を「他姓を

差すこと勿れ。」(岩波文庫本の訓読による。五二頁一〇行)と使役の意に近い形で用いたものが一例あるが、諸本の間では扱いが異なるものも見え、ここでは取上げないこととした。)この四十三例は以下の如くである。

「令・使・遣」の各々に分けて、出現順に示した。

先ず岩波文庫本で本文をその位置と共に示した。「120/1」は一二〇頁一行目を表す。本文中の割書部分は省略した。

「岩」の項は岩波文庫本の訓読文を位置と共に示した。なお、振仮名など一部を省略したものがある。

「嘉」の項は「嘉禄本」の当該部分の位置と、注された点によって書き下したものである。位置は前掲の天理図書館善本叢書の頁数・行数である。

ヲコト点を平仮名で、片仮名点を片仮名で記し、私意による補読は()に入れて示し、また一部に句読点を私意によって加え、振仮名等と取捨して示した部分がある。

「暦」の項は「暦仁本」の当該部分を右と同様に示した。

なお本文の欠落による不明箇所は岩波文庫本本文で補って「」に入れて示した。暦仁本は冒頭部分(岩波文庫本文一二五頁三行目途中から前に相当する部分)を欠くため、これに該当する個所の例はない。

〈令一〉

120/1 令人民天折青山變枯

岩14/7 人民をして天折しめ、青山を枯山す。

嘉429/3 人民を(シ)て天折ニシテ青山を枯山に變ス

〈令二〉

122/5 令太玉神率諸部神造和幣

岩18/7 太玉神をして諸部の神を率て、和幣を造らしむべし。

嘉33/4 太玉神を令シテ諸部ノ神タチヲ率、和幣を造ラシムヘシ

〈令三〉

己 克 浦 杉

122/6 令石凝姥神取天香具山銅以鑄日像之鏡

岩18/8 石凝姥神をして天香具山の銅を取りて、日の像の鏡を鑄しむ。

嘉33/5 石凝姥神を(シ)て天香具山の銅を取て以(テ)日ノ像ノ鏡を鑄ル

〈令四〉

122/7 令長白羽神種麻以為青和幣

岩18/10 長白羽神をして麻を種ゑて青和幣と為さしむ。

嘉433/6 長白羽神を(シ)て麻を種(エ)て以て青キ和幣ト為

〈令五〉

122/8 令天日鷲神与津咋見神穀木種殖之以作白和幣

岩19/2 天日鷲神と津咋見神とをして穀の木を殖ゑて、白和幣を作らしむ。

嘉434/1 天日鷲神を令て以(与)木綿(誤字?)津咋見神穀の木を種殖エて以(て)白和幣ヲ作(ラ)令ム

〈令六〉

122/9 令天羽槌雄神織文布

岩19/4 天羽槌雄神をして文布を織らしむ。

嘉434/3 天羽槌雄神を(シ)て文布を織(ラシメ)

〈令七〉

122/10 令天棚機姫神織神衣

岩19/4 天棚機姫神をして神衣を織らしむ。

嘉434/3 天棚機姫神を(シ)て神衣を織(ラ)シム

〈令八〉

123/1 令櫛明玉神作八坂瓊五百箇御統玉

岩19/5 櫛明玉神をして八坂瓊五百箇御統の玉を作らしむ。

嘉434/4 櫛明玉神を(シ)て八坂瓊ノ五百箇御統玉を作(ラシム)

〈令九〉

123/1 令手置帆負彦狭知二神以天御量伐大峽小峽之材而造

瑞殿兼作御笠及矛盾

岩19/6 手置帆負・彦狭知之二はしらの神をして天御量を以て

大峽・小峽の材を伐りて、瑞殿を造り、兼御笠及矛盾を作らしむ。

〈令一二〉

123/6 令天兒屋命相副祈禱

岩20/3 天兒屋命をして相副に祈禱らしむ。

嘉435/5 天兒屋命を(シ)て相(ヒ)副に祈禱セシム

〈令一三〉

123/7 令天鈿女命以真辟葛為躑以羅葛為手緹以竹葉飢憩木

葉為手草手持着鐸之矛而於石窟戸前覆誓槽挙庭燎巧作俳優相与歌舞

岩20/4 天鈿女命をして真辟の葛を以て躑と為、羅葛を以て手

緹と為、竹葉・飢憩の木の葉を以て手草と為、手に鐸着けたる矛を持ちて、石窟の戸の前に誓槽覆せ、庭燎を挙して、巧に俳優を作し、相与に歌ひ舞はしむ。

〈令一〇〉

123/3 令天目一箇神作雜刀斧及鉄鐸

咩19/9 天目一箇神をして雜の刀斧及鉄の鐸を作らしむ。

嘉435/1 天目一箇神を(シ)て雜ノ刀斧及(ビ)鉄鐸を作(ラシム)

〈令一一〉

123/6 令太玉命捧持称讚

岩20/3 太玉命をして捧げ持ち称賛さしむ。

嘉435/4 太玉命を(シ)て捧(ゲ)持(チ)て称賛セシム

〈令一四〉

124/2 令石凝姥神鑄日像之鏡

岩21/2 石凝姥神をして日像の鏡を鑄しむ。

嘉436/4 石凝姥神を(シ)て日像ノ鏡を鑄シム

〈令一五〉

124/7 令天手力雄神引啓其扉遷座新殿

岩221/10 天手力雄神をして其の扉を引き啓け、新殿に遷し座さしむ。

嘉437/5 天手力雄神を(シ)て其(ノ)扉を引啓ケ、新殿に遷座シタテマツル

〈令一六〉

124/9 令大宮売神侍於御前

岩222/3 大宮売神をして御前に侍はしむ。

嘉438/1 大宮売神を(シ)て御前に侍ラ(シム)

己 克 浦 杉

〈令一七〉

125/1 令豊磐間戸命櫛磐間戸命二神守衛殿門

岩222/5 豊磐間戸命・櫛磐間戸命の二はしらの神をして殿門を守衛らしむ。

嘉438/2 豊磐間戸命櫛磐間戸命二ハシラノ神(ヲシテ)殿門を守衛ラシム。

〈令一八〉

125/8 令拔首髪及手足爪以贖之

岩223/6 首の髪及手足の爪をも抜かして、之を贖はしむ。

嘉439/3 首ノ髪及(ビ)手足(ノ)爪を抜て以(テ)之を贖(ハシム)

曆503/5 首ノ髪ヲ抜キ及ヒテ手足ノ爪ヲ以テ之ヲ贖ハシム。仍テ其ノ罪ヲ解除ヘテ祓ヘ令ム

〈令一九〉

128/7 令諸神亦与陪從

岩28/4 諸神をして亦与に陪從へしめたまふ。

嘉445/4 諸神ヲ(シテ)亦与に陪從セシメヨ

曆508/7 諸神タチヲ令テ亦タ共モニ陪從シメヨ

〈令二〇〉

131/1 令天富命率手置帆負彦狭知二神之孫以斎斧齋鉏始採

山材構立正殿所謂底都磐根仁宮柱布都之利立

岩32/6 天富命をして手置帆負彦狭知の二はしらの神が孫を率て、斎斧・斎鉏を以て始めて山の材を採りて、正殿を構り立てしむ。

嘉450/2 天富命を(シ)て手置帆負彦狭知二ハシラの神ノ孫を率て、斎斧斎鉏を以て始て山材を採(リ)て、正殿を

構立ツ

曆514/2 天富命ヲ命シテ手置帆負彦狭知ニラノ神ノ孫ヲ率テ、

斎斧斎鉏(ヲ)以テ始テ山材ヲ採テ、正殿ヲ構リ立ツ

〈令二一〉

131/6 令天富命率齋部諸氏作種々神宝鏡玉矛盾木綿麻等

岩33/4 天富命をして齋部の諸氏を率て、種々の神宝、鏡・玉・

矛・盾・木綿・麻等を作らしむ。

嘉451/2 天富命を(シ)て齋部の諸の氏を率て種々(ノ)神宝

鏡玉矛盾木綿麻等(ヲ)作(ラ)シム

曆515/3 「天富命ヲシテ」齋部ノ諸ノ氏ヲ「率テ」種々ノ神宝

鏡玉矛盾木綿麻等ヲ作ラ令(ム)

〈令二二〉

131/9 令天富命率天日鷲命之孫求肥饒地遣阿波国殖穀麻種

岩33/8 天富命をして天日鷲命が孫を率て、肥饒地を求めて

阿波国に遣して穀・麻の種を殖えしむ。

嘉451/6 天富命を(シ)て日鷲命ノ孫ヲ率て肥饒ノ地を求て阿

波国に遣(シ)て「穀」麻の種を殖撒へ(シム)

曆516/2 天富命ヲ令テ天日鷲命ノ孫ヲ率テ肥饒キ地ヲ求メテ

阿波国ニ遣ハス。穀麻ノ種ヲ殖エ令(シム)

〈令二三〉

133/7 令朝四方之国以觀天位之貴

岩36/4 四方の国を朝らしめて、天位の貴きことを觀しむ。

嘉455/1 四方ノ国を朝ラ命(令)ム。以て天位ノ貴を觀シム

曆519/6 「四方ノ」国ヲ「朝ラシ、」以て天位ノ貴キヲ觀セ「令

ム」

〈令二四〉

133/9 令齋部氏永任其職

岩36/8 齋部氏をして永く其の職に任せしむ。

嘉455/4 齋部氏を(シ)て永ニ其職に任ス

曆520/3 「齋部氏ヲシテ」永ニ其職ニ任ス

〈令二五〉

134/1 令天富命率供作諸氏造作大幣訖

岩37/1 天富命をして供作へまつる諸氏を率て大幣を造作ら

しめ訖りぬ。

嘉455/4 天富命を(シ)て供作ル諸氏を率て大幣を造作(ラシ

ム)

曆520/3 天富命ヲ令テ供作ル諸氏ヲ率テ大キ幣ヲ備ラシメ

〈令二六〉

134/1 令天種子命解除天罪国罪事

岩37/2 天種子命をして天罪・国罪の事を解除へしむ。

嘉455/5 天種子(命)を(シ)て天罪国罪ノ事ヲ解除ヘシム

曆520/4 天種子命ニ命シテ天罪国罪ノ事ヲ解除ヘシム

〈令二七〉

134/7 令齋部氏率石凝姥神裔天目一筒神裔二氏更鑄鏡造劔
以為護御璽

岩38/1 齋部氏をして石凝姥神が裔・天目一筒神が裔の二氏を
率て、更に鏡を鑄、劔を造らしめて、護りの御璽と為
す。

嘉456/5 齋部氏を(シ)て石凝姥神の裔天目一神の裔二氏を率
て更(ニ)鏡を鑄、劔を造(リ)て以て護御璽ト為(シ
ム)

己 曆521/5 齋部氏ヲ令^テ石凝姥神ノ裔天目一筒神ノ裔二氏ヲ率
テ更ニ鏡ヲ鑄シテ、劔ヲ造ラシメテ以テ護身ノ御璽ト
為ス

浦 杉

〈令二八〉

134/10 令皇女豊歙入姫命奉齋焉

岩38/5 皇女豊歙入姫命をして齋ひ奉らしむ。

嘉457/3 皇女豊歙入姫命を(シ)て齋ヒ奉(ラシム)

曆522/3 皇女豊歙入姫命ヲ令^テ齋ヒ奉ツラシム

〈令二九〉

135/5 令貢男弭之調女手末之調

岩39/1 男の弭の調、女の手末の調を貢らしむ。

嘉458/2 男ノ弭ノ調、女ノ手末ノ調を貢メ(シム)

曆523/1 男ノ弓ノ「調」、女ノ手ノ末ノ調ヲ貢ツラ令ム

〈令三〇〉

135/6 今神祇之祭用熊皮鹿皮角布等此縁也

曆523/2 神祇ノ祭ヲ令^テ熊ノ皮鹿ノ皮角ノ布等ヲ用キシムル
ハ此ノ縁也

〈令三一〉

135/8 令皇女倭姫命奉齋天照大神

岩39/4 皇女倭姫命をして天照大神に齋き奉らしむ。

嘉458/4 皇女倭姫命を(シ)て天照大神を齋キ奉(ラシム)

曆523/3 皇「女」倭姫命ヲ令^テ天照大神ヲ齋キ奉ラシム

〈令三二〉

135/9 令倭姫命居焉

岩39/6 倭姫命をして居らしむ。

嘉458/6 倭姫命を(シ)て居ラシム

曆523/5 「倭姫命」ヲ令(シテ)居ラシム

〈令三三〉

136/3 令日本武命征討東夷

岩40/3 日本武命をして東夷を征討たしむ。

嘉459/4 日本武命に令リシテ東夷を征討タ (シム)

曆524/4 日本武命ヲ令テ東夷ヲ征討タシム

〈令三四〉

137/5 令阿知使主与百濟博士王仁記其出納始更定藏部

岩42/4 阿知使主と百濟の博士王仁とをして其の出納を記さしむ。

嘉462/1 阿知ノ使主ト百濟博士王仁 (ヲシ) テ其出納を記 (サシム)

曆526/5 阿知使主ト百濟博士王仁トヲ令テ其ノ出納ヲ記サシム

〈令三五〉

138/1 令蘇我麻智宿禰檢校三藏秦氏出納其物東西文氏勸録其簿

岩43/4 蘇我麻智宿禰をして三藏を檢校しめ、秦氏をして其の物を出納せしめ、東西の文氏をして、其の簿を勸へ録さしむ。

嘉463/4 蘇我の麻智の宿禰を (シ) テ三藏を檢校ラシム。秦氏其物を出納ム。東西の文氏其簿を勸録 (ス)

曆527/6 蘇我麻智宿禰ヲ令テ三ノ藏ヲ檢カヘ校サシム。秦ノ

氏其ノ物ヲ出シ納ム。東東ノ文其ノ簿ヲ勸ヘ録ス

〈令三六〉

138/8 令掌叙王族宮内禮儀婚姻卜筮

岩44/4 王族・宮内の禮儀・婚姻・卜筮のことを掌り叙てしむ。

嘉464/4 王族宮内ノ禮儀、婚姻、卜筮 (ノ) 事を掌 (リ) 叙キテ令 (ム)。

曆528/7 斯レヲ拜シテ……入テ王族宮内ノ禮儀、婚姻、卜筮事ヲ掌叙ラ (シム)。

〈令三七〉

144/2 令片巫肱巫占求其由

岩53/8 片巫・肱巫をして其の由を占ひ求めしむるに、

嘉474/1 片巫、肱巫を (シ) テ其の由を占求 (セシム)

曆538/7 今行巫、肱巫、其ノ由ヲ占求ムル

〈使一〉

119/5 使人歷世而弥新事逐代而变改顧問

岩13/8 人をして世を歴て弥新に、事をして代を逐ひて变改せしむ。

嘉427/5 人 (ヲシテ) 世を歴て弥新に事 (ヲシテ) 代を逐て变

改使^セメ

〈使二〉

128/2 使配侍焉

岩27/7 配へ侍はしめたまふ。

嘉444/4 配へ侍^ヒ（ヲ）使ム

曆507/6 使ヒ配へテ侍ラシム

〈使三〉

128/8 使大伴遠祖天忍日命帥来目部遠祖天穗津大来目帶仗

前驅

岩28/6 大伴が遠祖天忍日命をして、来目部が遠祖天穗津大来

杉 目を帥て杖を帶て前驅せしめたまふ。

嘉445/5 大伴の遠祖〔天忍日命を（シ）て、来目部遠祖〕天穗

津大来目を帥て杖を帶て前驅セシム。

曆509/3 使ハチ大伴ノ遠祖天忍日命ヲ（シテ）、来目部ノ遠祖

天穗津大来目ヲ帥テ杖ヲ帶ヒテ前驅セシム。

〈遣一〉

127/2 遣経津主神武甕槌神駈除平定

岩25/10 経津主神、武甕槌神を遣はして駈除ひ平定めしむ。

嘉442/4 経津主神武甕槌神を遣て駈除ヒ平ケ定メシム。

曆505/7 経津主神武甕槌神（ヲ）遣ハシテ駈除リ平ケ定ム。

〈遣二〉

129/1 遣從神往間其名

岩29/2 從の神を遣はして、往きて其の名を問はしむ。

嘉446/2 從ナル神を遣シ、往て其の名を問ハシム。

曆509/7 從ナル神ヲ遣ハシテ、其ノ名ヲ借問ハシム。

〈遣三〉

131/10 遣阿波国殖穀麻種

岩33/9 阿波国に遣はして、穀・麻の種を殖えしむ。

嘉452/1 阿波国に遣（シ）て〔穀〕麻の種を殖撒へ（シム）

曆516/3 阿波国ニ遣ハス。穀麻ノ種ヲ殖エ令（シム）

〈令二二〉は「令」字と「遣」字が併用された形であり、

〈遣三〉にも再掲した。

〈令三〇〉は、岩波文庫本・嘉禄本が本文「今」字とするところを、曆仁本では「令」字に作つて使役の意に取つた訓点を注しているためここに加えた。

〈令三六〉では曆仁本は本文「令」字を「入」字に作る。従つて使役の形の文にはなっていないが、直前の「斯拝く」の部分からの意を受けて、この箇所を使役の意にとつて訓

点を注している。

〈令三七〉では曆仁本は本文「令」字を「今」字に作る。訓点もこの箇所を使役の意とはしていない。

嘉禄本の「令」字の形の訓読は、

〈令五〉

令_シ天日鷲_シ神「右上・左下」以与津_{ツク}昨_ク見_ミ「中」神_{カケ}穀_ク木_ク種_ク殖_ク

之「左下」以作_シ白_シ和_シ幣_シ (嘉434/1)

〔ラコト点は、指された当該字の下に「右上」のように示した。以下同じ。〕

のように、明らかに再読と扱っているものも見えるが、これはごく希で、はっきりこの形とわかるものはこの一例のみである。

同様に特殊な例としては、

〈令二〉

令_{メシ}太玉_シノ神「右上・左下」率_キ諸_キ部_キ神_カ造_{ラシム}和_{ヒナヒモ}幣_シ「右上」

(嘉433/4)

のように「令」字を「メシ」と訓む例、及び、

〈令三三〉

令_{ミコトノリシ}日本武命_シ「左上・左下」征_{ツク}討_ク東_ノ夷_{ヒタ} (嘉459/4)

の、「令」字を「ミコトノリシ」と訓むものがある。〈令三三〉は、「征討」の部分に注され訓から推すと、再返読したもののようにも思われ、とすればこれは先に掲げた〈令五〉に近いということになる。

嘉禄本では「令」字による使役句形で、「令」字自体に訓が注された例は、右に挙げた三例のみであって、他は例えば、

〈令七〉

令_シ天棚機_シ姫_シ神_{カミ}「右上・左下」織_シ神_{カミ}衣_シ「右上」 (嘉434/3)

のように、「○○ヲシテ××セシム」の形の、「○○」の部分にラコト点で「を・て」を注し、「××」の部分に「シム」を読み添えるものが、〈令七・一一・一二・一四・一七・一九・二一・二三・二六・二七・三二・三五〉の十二例に見える。さらに

〈令六〉

令_シ天羽槌_シ雄_シ神_{カミ}「右上・左下」織_シ文_シ布_シ「右上」 (嘉434/3)

の様な例は、この「シム」の読み添えを表記上省略したものと考えることができ、これは、〈令四・六・八・九・一〇・一六・一八・二二・二五・二八・二九・三一・三三・三四・三六・三七〉の十六例と最も多い。

なお五例が残るが、これらは例えば、〈令一〉などについては、「××」の部分が複数の内容の構造になっていて、読み添える箇所が不明確であったり、〈令一三〉などのようにさらにそれが長く連なる形であるような場合、及び〈令二四〉のように、「××」の部分に該当する字句に、「シム」と重なる意味あいを持つ内容を含む場合、等のようにこの形の援用と考えることができそうである。

己 克 浦 杉

従って、嘉禄本の訓読に見える「令」字による使役句形は、一部に再読形式の例を見るものの、全体としては、先に掲げたAの形が専ら用いられているということになる。

暦仁本では、

〈令一九〉

令諸神亦共陪シテカムクサヲモニハムヘテシメヨ 従

(暦508/7)

のようなAの形も見え、損傷箇所などもあってはつきりとは決めがたい部分もあるが、〈令一九・二五・二六・三七・三八・四〇・四一・四二・四三〉の九例はAの形と見て良いようである。

しかし一方で、

〈令一八〉

令被ムハラヘヌキレシラノ拔首カミヒテ 髮及ニ手足ツメヲ 爪ツメヲ 以テ贖アカナシム 之ヲ仍ヨテ解除ハラヘテ其ノ罪ツミヲ

(暦503/5)

のように、「令」字を「シム」とのみ訓む例もあって、〈例二九〉も同様である。

さらに、

〈令四四〉

令阿知使主シテアチノツカヒメシト与ラフ百济博士ヒトキモノイタクシメトヲシルセ 王ヲシルセ 仁記ニ其出ノイテイルモヲ 納ル

(暦526/5)

のように、明らかに再返読して「シテ……シム」と訓んだ例があり、〈令二一・二二・四五〉と併せて、四例はこの形式である。また、

〈令二三〉

令三〇〇〇国ヲ以テ觀ミ 天位アマツミ 之ノ 貴キ

(暦519/6)

は、欠落箇所があつて判然としない部分も残るが、「シム」を読み添えとする形式ではあるものの、注された返点から推すと再

返読しているのであって、ちょうど読み添えと再返読の間に立つ形ということになるか。

その他なお残る例については、先の嘉禄本の場合と同様に考えることができる。暦仁本の訓読に見える「令」字による使役句形は、Aの読み添え形式が最も多いが、Bの再読形式も併せ用いられ、嘉禄本とは若干異なる点を含む、と考えることができよう。特に〈令二三〉に見た両者の中間的な形は、あるいは過渡的なものかとも考えられ、Aと分類した九例の中にも、これに近いと思しいものもある。

「使」字による形は用例が少なく、また例えば、

〈使二〉

太玉命天鈿女命「右上・左下」使^{ムス}配侍^ハ焉

(嘉⁴⁴4/4)

のように本文の組立て自体が「令」字の場合と異なるなど、問題を含むのではあるが、〈使三〉を見る限り、嘉禄本ではAの形と考えられるようである。

一方暦仁本は、二例共に「使」字を「シテ……シム」とは訓でない点が特徴的である。特に〈使三〉は「使(スナハチ)」とも考えられ、とすれば、日本書紀諸本の訓読でも見えない例で、興味深いところである。

「遣」字による形も用例が少ないのではあるが、「ツカハス」

とのみ訓むか、あるいはAの形によって「ツカハシテ……シム」と訓むか、の二種が嘉禄本・暦仁本共に見える。

まとめ

使役の形についての例示で、ほぼ予定の紙数に至ってしまったが、大略、嘉禄本は吉田本系統の日本書紀神代卷諸本に見えるそれに近い訓読に依り、暦仁本もそれを基調とするものの、なお異なる要素を含む可能性が高い、という見通しを立てることができるよう思われる。嘉禄本の書写伝来の経緯から考えてもこれは首肯できることであって、卜部本系統の他の諸伝本についても、同様の見通しの元に歩を進めることができようである。本稿では例示する余裕がなかったが、いわゆる助字の類の取扱いについてもほぼ同様の傾向が看取できることが明らかにになった。

今後、先ず、もう一つの代表的な伝本である「亮順本」について、同様な定位を試みた上で、さらにいくつかの伝本も交えて個々の部分についての詳細な訓読上の比較検討に至るべく、順次準備を進めたいと考えている。

(平成十年十一月二十七日受理)

A Study of *Kundoku* in *Kogoshui* (1)

Katsumi SUGIURA

ABSTRACT

Kogoshui was a tract reported to the Emperor *Heizei* by *Hironari Imbe* in 807. It has been attached the significance of Japanese language in 8th century. But, there have been not so many studies of *Kundoku* – Japanese readings on Chinese character texts – in transcriptions of *Kogoshui*.

I set about making inquiries and comparative studies into *Kundoku* in transcriptions of *Kogoshui*. The initial stage of these studies, I picked up *Karokubon* and *Ryakuninnbon*, for the representative transcriptions of *Kogoshui*. *Karokubon* is the oldest extant transcription of *Kogoshui*, copied in 1225. *Ryakuninbon* is copied in 1238, and annotated in details more than *Karokubon*.

The *Kundoku* in *Karokubon - Kogoshui* is similar to the *Kundoku* in transcriptions of *Nihonshoki* in the medieval ages by *Yoshida's* Shintonists. And, the *Kundoku* in *Ryakuninbon - Kogoshui* is different from them on some examples.